

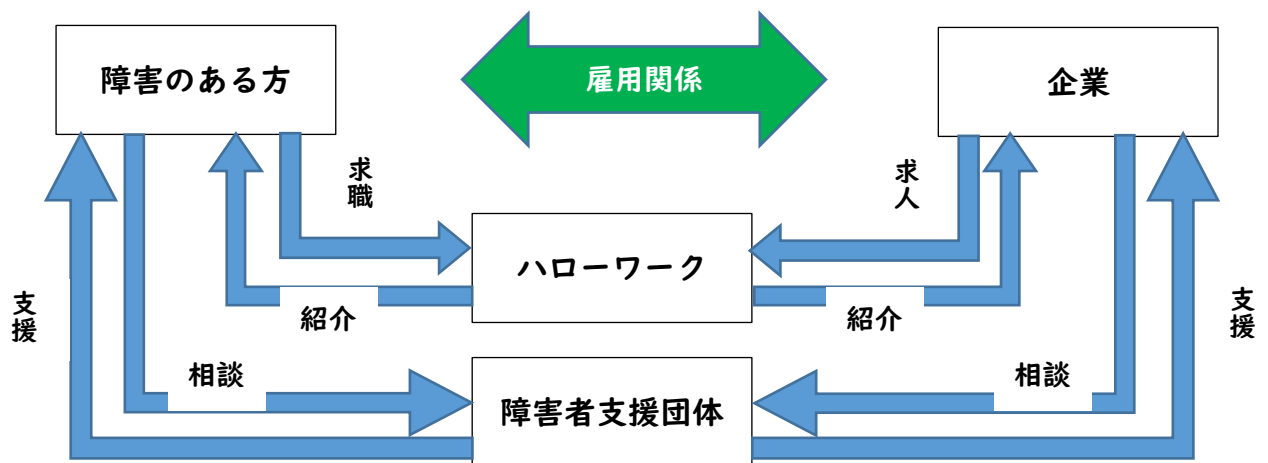
伊丹特別支援学校進路担当

今号では、コロナ禍において在宅勤務が推奨されてきている傾向にあるため、その在宅勤務や在宅就業についてどのような仕組みになっているかをお知らせします。

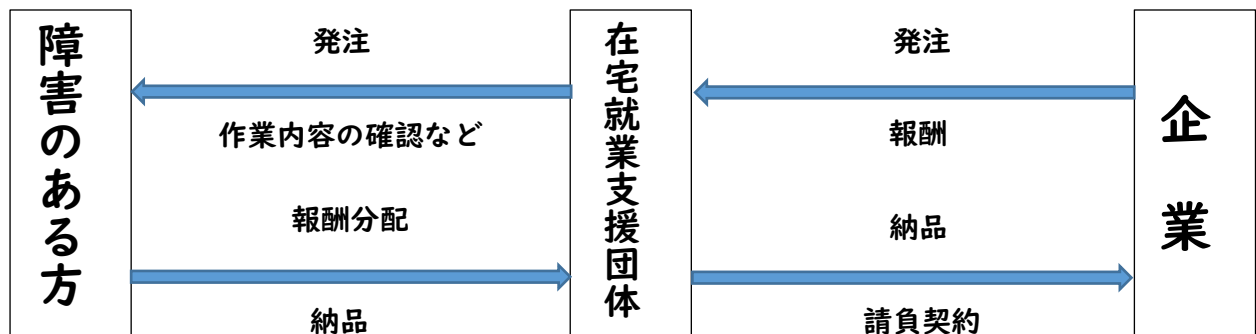
まず、在宅勤務は、企業との雇用関係がある方を対象に用いる制度になります。在宅就業は、在宅就業支援制度という障害のある人が自宅で仕事をする機会を確保することを目的として作られた制度です。国に登録している在宅就業支援団体が、企業から受注した仕事を在宅している人に振り分けています。請け負った仕事をこなし、発注した団体に納品してチェックを受ける仕組みになります。仕組みについて図でまとめました。

【在宅での働き方】

①在宅勤務（企業に雇われて在宅で働く）※企業との雇用関係があるもの



②在宅就業（在宅就業支援団体を介して働く）※企業との雇用関係がないもの



参考文献：渡部伸『障害のある子が将来にわたって受けられるサービスのすべて』自由国民社

●在宅でできる仕事例

- ・ホームページの作成や更新または運営や管理
- ・伝票、書類作成
- ・各種データ入力やデータ集計、分析
- ・デザイン画やパンフレットの作成
- など

【お知らせ】

10月22日（金）の現地見学会についてですが、多数の申し込みをいただきましたので2部に分かれて実施します。ご参加くださる保護者の方には担任より事前に連絡帳を通じて開始時間をお知らせしています。お間違えのないよう現地までお越しください。